账

髙和果公報

発 高 知 県 高 知 丸 ノ 内 一 丁 目 2番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

高知県告示第875号

海岸法 (昭和31年法律第101号) 第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる海岸を国土交通省所管海岸保全区域として指定する

汞

平成30年11月13日

高知県知事 尾﨑 正直

白浜海岸

- 1 基準点
- (1) 幡多郡黒潮町白浜字屋敷田43番1地先の点(基準録)を 基準点1とする。
- (2) 基準点1から方位角217度48分44秒70.032メートルの点 (基準錠)を基準点2とする。
- (3) 基準点2から方位角188度37分09秒157.954メートルの点 (基準錠)を基準点3とする。
- (4) 基準点3から方位角186度11分07秒85.473メートルの点 (基準錠)を基準点4とする。
- (5) 基準点 4 から方位角173度37分13秒53.916メートルの点 (基準紙) を基準点 5 とする。
- (6) 基準点5から方位角171度52分21秒85.034メートルの点 (基準値)を基準点6とする。
- 2 補助点
- (1) 基準点1から基準点6までの間の海上に基1Aから基6 Aまでを設定する。
- (2) 基準点1から基準点6までの間の陸側は、基1B1から 基6B1までを設定する。
- (3) 各補助点の位置は、次に掲げるとおりとする。

- 基1A 基準点1から方位角99度59分59秒73.000メートル の点
- 基 2 A 基準点 2 から方位角87度43分10秒52.827メートル の点
- 基4A 基準点4から方位角101度48分53秒53.422メート ルの点
- 基6A 基準点6から方位角82度58分13秒49.540メートル の点
- 基1B1 基準点1から方位角280度00分02秒1.768メート ルの点
- 基1B2 基準点1から方位角241度08分52秒9.491メート ルの点
- 基1B3 基準点1から方位角235度30分34秒20.093メートルの点
- 基1B4 基準点1から方位角232度05分32秒31.224メートルの占
- 基1B5 基準点1から方位角228度56分24秒41.844メートルの点
- 基1B6 基準点1から方位角226度08分09秒51.118メートルの点
- 基1B7 基準点1から方位角223度09分58秒60.848メートルの点
- 基 2 B 1 基準点 2 から方位角201度08分13秒13.161メートルの占
- 基 2 B 2 基準点 2 から方位角195度07分42秒30.209メートルの点
- 基 2 B 3 基準点 2 から方位角193度37分54秒50.195メートルの点
- 基 2 B 4 基準点 2 から方位角192度25分20秒70.210メートルの点
- 基2B5 基準点2から方位角191度53分08秒92.082メートルの点
- 基2B6 基準点2から方位角191度01分23秒130.530メートルの点
- 基3 B 1 基準点3から方位角330度08分47秒9.550メート ルの占
- 基3 B 2 基準点3から方位角214度59分25秒13.580メートルの点
- 基3 B 3 基準点3から方位角197度42分51秒33.126メートルの点
- 基 3 B 4 基準点 3 から方位角191度47分21秒52.630メートルの占
- 基 3 B 5 基準点 3 から方位角188度51分54秒73.021メートルの点
- 基4B1 基準点4から方位角343度07分36秒7.090メート

ルの点

- 基4B2 基準点4から方位角186度15分30秒11.375メートルの点
- 基4B3 基準点4から方位角179度34分27秒29.190メートルの点
- 基4B4 基準点4から方位角178度25分50秒47.249メートルの点
- 基 5 B 1 基準点 5 から方位角264度01分35秒6.111メート ルの占
- 基5 B 2 基準点5から方位角250度16分15秒2.044メート ル方の点
- 基6 B 1 基準点6から方位角262度49分47秒3.445メートルの点
- 3 区域

基1Aから基6Aまで、基6B1から基1B1まで及び基1 Aの各点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域

高知県告示第876号

昭和33年5月高知県告示第370号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年11月13日

高知県知事 尾﨑 正直

別表白浜の項を削る。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14 年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

平成30年11月13日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
平成31年1月12日 午前10時から	土佐町保健福祉セン ター	わな猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる 種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その 他の者については5,200円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書 の所定欄に貼り付けて納入すること。)

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知 県猟友会に、試験を実施する日の10日前までに到着するように 提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに 県に意見書を提出することができる。

平成30年11月13日

高知県知事 尾﨑 正直

1 都市計画の種類

高知広域都市計画道路(3・4・30号旭駅城山町線)

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

高知市旭駅前町及び旭町二丁目の各一部

3 都市計画の案の縦覧場所

高知県土木部都市計画課及び高知土木事務所道路建設課並び に高知市都市計画課

4 縦覧期間

平成30年11月13日から同月27日まで

.